【規程番号　神女大短Ⅰ－015】

神戸女子大学・神戸女子短期大学学生委員会規程

（目的）

第１条　この規程は、学生の学生生活支援及び厚生補導に関する事項を審議することを目的として常設する学生委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

（業務の包括）

第１条の２　委員会は次の委員会の業務を総括する。

(1) 学生の懲戒に関する委員会
(2) 食堂改善委員会
(3) 保健管理委員会
(4) 学園祭衛生指導部会

（審議事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 学生生活上の諸課題への対応に関する事項
(2) 学生の厚生補導の実施に関する事項
(3) 学生生活の活性化に資するための諸事業・行事に関する事項
(4) 学生の表彰に関する事項
(5) 学生支援のための情報収集に関する事項
(6) 奨学制度に関する事項
(7) 前条に定める委員会に関する事項
(8) その他委員長が必要と認める事項

（組織）

第３条　委員会は、次の各号に掲げる教職員をもって組織し、学長が任命する。

(1) 学生部長
(2) 学生部次長
(3) 各学科・課程から選任された教員各１名
(4) 学生相談室長
(5) 学生支援センター長
(6) 学生課長

２　委員会には委員長を置き、学生部長がこれに当たる。

３　委員長に事故があるときは、委員長により指名された者がその職務を代行する。

４　委員長が必要と認めた場合は、委員以外の教職員の出席を求め、意見を聴取することができる。

５　部会の委員は、食品衛生指導の経験を有する教員によって構成する。部会長は学生部長とする。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。

（運営）

第５条　委員会は、次の手続に基づいて運営する。

(1) 委員会は、審議案件が発生の都度、あるいは委員長が必要と判断した場合は、開催することができる。
(2) 委員会は、委員長が審議事項を取りまとめ、招集する。
(3) 委員会は、委員の３分の２以上の出席をもって成立する。

(4) 委員会の議事は出席した委員の多数決をもって成立する。
(5) 委員会の審議内容について、議事録を作成する。

（守秘義務）

第６条　委員は、委員会で知り得た個人情報を漏洩してはならない。

（実施手続）

第７条　委員会の審議結果については、部局長等会議の意見を聴き学長が決定する。ただし、学長は、決定に当たり教授会、研究科委員会の意見を聴くことができる。

（事務の所管）

第８条　委員会の事務は、学生課が行う。

(規程の改廃)

第９条　この規程の改廃は、委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、神戸女子大学学生支援委員会規程及び神戸女子短期大学学生支援委員会規程は廃止する。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年５月15日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。